

## ● 規程改正の概要

要 旨	「山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例」の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程」の一部改正を行う。												
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程の一部改正（規程第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長等の賞与の支給割合を、次のとおり改定する。</li> </ul> <p>1 平成27年度</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.475月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.625月分</td> <td>→ 1.675月分 (+0.05月分)</td> </tr> </table> <p>2 平成28年度以降</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.475月分</td> <td>→ 1.5月分 (+0.025月分)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>(1.625月分)</td> <td>→ 1.65月分 (+0.025月分)</td> </tr> </table> <p>※ 年間支給割合      3.1月分 → 3.15月分 (+0.05月分)</p>	6月期	1.475月分		12月期	1.625月分	→ 1.675月分 (+0.05月分)	6月期	1.475月分	→ 1.5月分 (+0.025月分)	12月期	(1.625月分)	→ 1.65月分 (+0.025月分)
6月期	1.475月分												
12月期	1.625月分	→ 1.675月分 (+0.05月分)											
6月期	1.475月分	→ 1.5月分 (+0.025月分)											
12月期	(1.625月分)	→ 1.65月分 (+0.025月分)											
施行期日	<p>1 については、平成27年12月1日から適用する。</p> <p>2 については、平成28年4月1日から施行する。</p>												

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表（平成27年4月1日適用）

新	旧
<p>(賞与) 第5条 略</p> <p>2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合において は100分の147.5、12月に支給する場合には100分の167.5 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の 在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める 割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(賞与) 第5条 略</p> <p>2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合において は100分の147.5、12月に支給する場合には100分の162.5 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在 職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割 合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 略</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表（平成28年4月1日適用）

新	旧
<p>(賞与) 第5条 略</p> <p>2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(賞与) 第5条 略</p> <p>2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 略</p>